

国立大学法人弘前大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

① 役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,300	千円 13,752	千円 5,484	千円 64 (寒冷地手当)		
理事 (4人)	千円 53,029	千円 37,593	千円 14,896	千円 48 (通勤手当) 492 (寒冷地手当)		3月31日 1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 4,560	千円 4,560	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 10,796	千円 8,448	千円 2,225	千円 123 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 120	千円 120	千円 0	千円 0 ()		

② 役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者無し
理事	千円	年 月			該当者無し
監事	千円	年 月			該当者無し

II 職員給与について

① 職種別支給状況

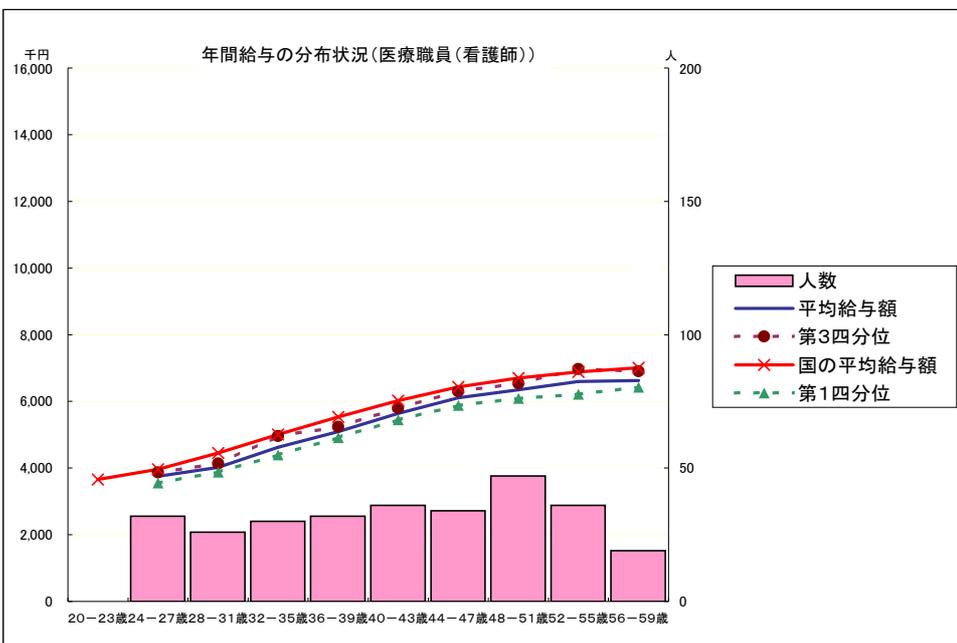
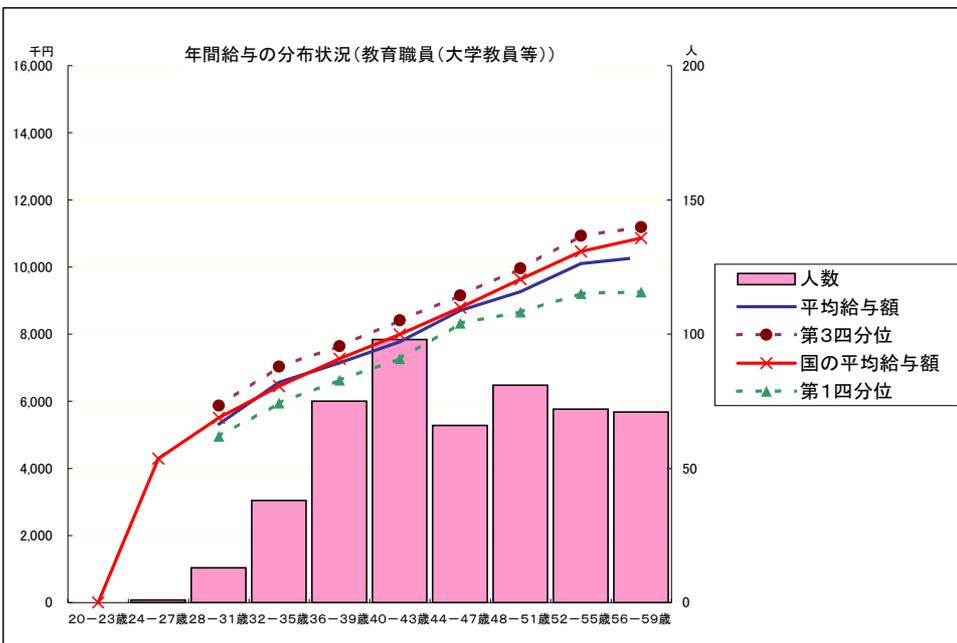
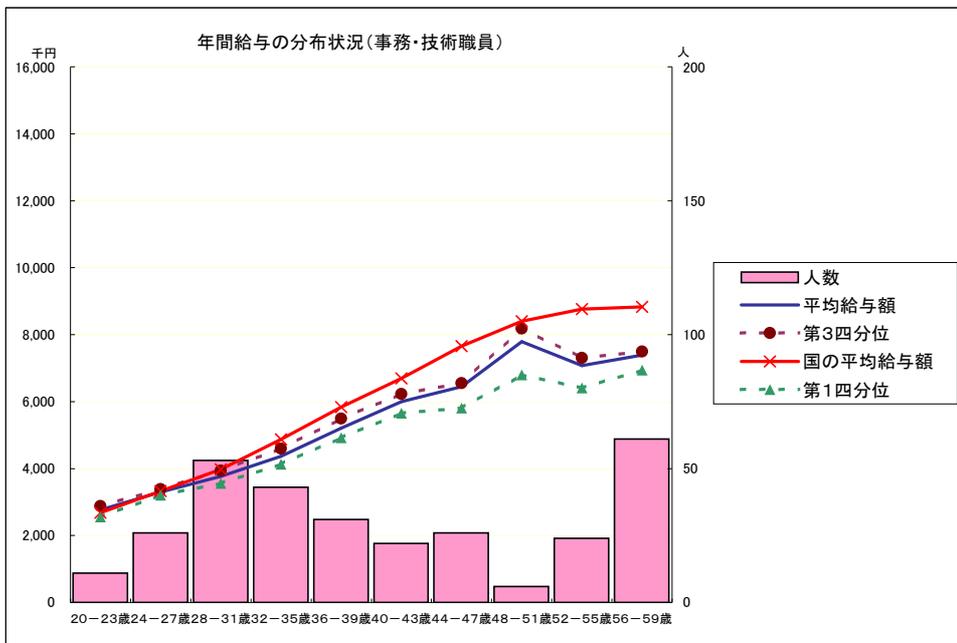
区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1357	44.7	7,033	5,115	29	1,918
事務・技術	303	40.9	5,422	3,991	37	1,431
教育職種 (大学教員等)	597	48.4	8,818	6,362	19	2,456
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	292	42.2	5,510	4,032	34	1,478
技能・労務職種	19	52.3	5,402	3,961	42	1,441
教育職種 (附属義務教育学校教員)	49	38.6	6,400	4,737	51	1,663
教育職種 (附属高校教員等)	22	41.3	7,344	5,445	40	1,899
医療職種 (医療技術職員)	73	43.0	5,744	4,203	35	1,541
指定職種	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	102	42.8	3,606	2,922	38	684
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	31	54.1	3,818	2,828	53	990
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	35	32.8	2,887	2,887	20	0
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	23.7	3,232	2,428	29	804
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	22	50.9	3,887	2,876	53	1,011
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	44.8	8,699	6,166	16	2,533
医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

- ・ 「教育職種(附属高校教員等)」には、附属養護学校教員を含む。
- ・ 「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。
- ・ 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
- ・ 常勤職員の「指定職種」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。
- ・ 非常勤職員のうち「教育職種(大学教員等)」及び「医療職種(医療技術職員)」については、該当者がそれぞれ1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



・「教育職員(大学教員等)」の年齢24～27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・部長	3	55.2	—	10,807	—
・課長	21	54.7	8,142	8,587	9,003
・課長補佐	25	56.9	7,152	7,292	7,400
・係長	92	47.5	5,693	6,259	6,795
・主任	37	42.7	4,720	5,273	5,792
・係員	125	29.7	3,371	3,724	4,103

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	227	55.4	9,826	10,512	11,140
・助教授	191	47.0	7,763	8,407	9,024
・講師	74	44.6	7,418	7,885	8,533
・助手	102	38.6	6,100	6,512	7,094
・教務職員	3	35.5	—	4,381	—

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護部長	1	—	—	—	—
・副看護部長	3	50.8	—	7,030	—
・看護師長	23	51.0	6,369	6,826	7,012
・副看護師長	56	48.7	5,899	6,311	6,585
・看護師	209	39.3	4,140	5,072	5,980

・事務・技術職員のうち、本法人には「本部」及び「地方」の区分がないため、原則として「本部部长」等と掲げるところ、「部長」等を記載した。

・課長には同相当職である「室長」及び「事務長」を、課長補佐には同相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を、係長には同相当職である「技術専門職員」を含む。

・看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		一般職員	一般職員	一般職員	係長主任	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長	部長	事務局長部長	事務局長
人員(割合)	303	10 (3.3%)	32 (10.6%)	93 (30.7%)	62 (20.5%)	34 (11.2%)	38 (12.5%)	23 (7.6%)	8 (2.6%)	3 (1.0%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高～最低)		23～21	29～22	41～27	57～35	59～42	59～47	59～44	59～43	57～51	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		2,229～1,819	2,762～2,214	3,852～2,429	4,664～3,298	5,213～4,364	6,226～4,818	6,844～5,063	7,861～6,276	8,418～7,418	～	～
年間給与額(最高～最低)		2,931～2,472	3,598～3,012	5,174～3,296	6,408～4,464	7,128～6,030	8,222～6,763	9,178～7,125	10,520～8,563	11,430～10,270	～	～

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員(割合)	597	3 (0.5%)	102 (17.1%)	74 (12.4%)	191 (32.0%)	227 (38.0%)
年齢(最高～最低)		43～24	62～28	64～29	64～31	64～42
所定内給与年額(最高～最低)		3,973～2,381	5,771～2,786	6,731～4,209	7,460～4,253	9,722～5,761
年間給与額(最高～最低)		5,488～3,233	7,599～3,798	9,148～5,868	10,127～5,924	13,563～8,189

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	292	該当者なし (0.0%)	209 (71.6%)	62 (21.2%)	18 (6.2%)	3 (1.0%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高～最低)		～	58～25	59～39	58～44	53～44	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,137～2,500	5,562～3,832	5,464～4,512	5,492～4,598	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,996～3,403	7,568～5,295	7,590～6,357	7,609～6,470	～	～

④ 賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	68.3%	66.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	31.7%	33.1%
	最高～最低	42.9～31.8%	42.9～28.7%	42.9～30.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6%	69.7%	68.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.4%	30.3%	31.8%
	最高～最低	36.4～30.9%	33.3～28.1%	34.8～29.4%

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.5%	68.6%	67.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.5%	31.4%	32.9%
	最高～最低	42.5～32.3%	38.8～29.3%	40.5～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6%	69.7%	68.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.4%	30.3%	31.8%
	最高～最低	36.4～26.9%	33.3～25.6%	34.8～28.1%

(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3%	69.3%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.7%	30.7%	32.1%
	最高～最低	37.3～31.1%	33.3～28.3%	33.4～29.6%

・医療職員(看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))	87.6
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	98.9

(教育職員(大学教員等))

对国家公務員(旧教育職(一))	97.1
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等))	95.7

(医療職員(看護師))

对国家公務員(医療職(三))	94.0
対他の国立大学法人等(医療職員(看護師))	95.6

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	(平成16年度)	(平成15年度)		千円 (%)
給与、報酬等支給総額(A)	12,692,171	13,040,509	△ 348,338 (△2.67)	— (—)
人件費 (A)+退職手当繰入+法定福利厚生費)	14,126,341	13,040,509	1,085,832 (8.33)	— (—)
最広義人件費	15,729,161	14,517,000	1,212,161 (8.35)	— (—)

・「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

IV 報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	有	0	該当者無し	本学が定める役員に支給する寒冷地手当について、国家公務員に対する寒冷地手当の支給方法等が改正されたことにかんがみ、本学においても国家公務員に準じた額及び支給方法とした。
役員(常勤)	有	0	該当者無し	本学が定める役員に支給する寒冷地手当について、国家公務員に対する寒冷地手当の支給方法等が改正されたことにかんがみ、本学においても国家公務員に準じた額及び支給方法とした。
役員(非常勤)	無	0		
職員	有	0	該当者無し	本学が定める職員に支給する寒冷地手当について、国家公務員に対する寒冷地手当の支給方法等が改正されたことにかんがみ、本学においても国家公務員に準じた額及び支給方法とした。

2 役員報酬

① 平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、当該役員の職務の実績等に応じて、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬水準の改定内容

学長	本学が定める役員に支給する寒冷地手当について、国家公務員に準じて、世帯区分等の見直しを行い、支給額を段階的に引き下げ、一括支給から毎年11月から翌年3月の各月支給にするなど、支給額及び支給方法等の変更について改正を行った。
理事	本学が定める役員に支給する寒冷地手当について、国家公務員に準じて、世帯区分等の見直しを行い、支給額を段階的に引き下げ、一括支給から毎年11月から翌年3月の各月支給にするなど、支給額及び支給方法等の変更について改正を行った。
理事(非常勤)	適用者無し
監事	本学が定める役員に支給する寒冷地手当について、国家公務員に準じて、世帯区分等の見直しを行い、支給額を段階的に引き下げ、一括支給から毎年11月から翌年3月の各月支給にするなど、支給額及び支給方法等の変更について改正を行った。
監事(非常勤)	適用者無し

3 職員給与

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定した当初予算の範囲内で運用。適正人件費を職種ごとに定めた試算単価の積算と考え、これを基本として管理運営を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与を参考とし、本学の実情を踏まえた適正なものとなるよう、給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に準じた個人評価を行い、その結果及び職員の勤務成績等を総合的に判定し、当該職員の昇給、昇(降)格の実施及び賞与(6月及び12月)において支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績等に応じて、支給割合を決定する。
昇給	1年間以上良好な成績で勤務した職員について、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
昇(降)格	勤務成績が優秀で、かつ本学が定める基準を満たす職員の能力等を総合的に判断し、上位の級に決定することができる。勤務成績等が不良な場合は、下位の級に決定することができる。
特別昇給	特に良好な成績で勤務した職員及び顕著な功績を挙げた職員等について、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることができる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

本学が定める職員に支給する寒冷地手当について、国家公務員に準じて、世帯区分等の見直しを行い、支給額を段階的に引き下げ、一括支給から毎年11月から翌年3月の各月支給にするなど、支給額及び支給方法等の変更について改正を行った。

V 法人が必要と認める事項

特になし